

天理市学校給食費の管理に関する条例をここに公布する。

令和3年12月15日

天理市長 並 河 健

天理市条例第23号

天理市学校給食費の管理に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、天理市立小学校、中学校、幼稚園設置条例（昭和39年3月天理市条例第15号）第2条及び第3条に規定する小学校及び中学校（以下「学校」という。）において実施する学校給食に係る学校給食費の管理に関して必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 学校給食 学校給食法（昭和29年法律第160号）第3条第1項に規定する学校給食及びこれに準じて教職員等に提供する給食をいう。
- (2) 学校給食費 学校給食に要する経費のうち、学校給食の実施に必要な施設及び設備に要する経費並びに学校給食の運営に要する経費以外のものをいう。
- (3) 保護者等 学校教育法（昭和22年法律第26号）第16条に規定する保護者及びこれに準ずる者として規則で定める者をいう。
- (4) 教職員等 児童又は生徒以外の者であって、学校給食の提供を受ける教職員その他学校に勤務する者をいう。

(学校給食費の徴収)

第3条 市長は、次の各号に掲げる者から学校給食費を徴収する。

- (1) 学校給食の提供を受ける児童又は生徒の保護者等
- (2) 教職員等
- (3) 前2号に掲げる者のほか、市長が必要と認めて学校給食の提供を受けた者

2 前項の学校給食費の額は、規則で定める。

(学校給食費の納付)

第4条 学校給食費は、規則で定める日までに納付しなければならない。

(学校給食費の減免)

第5条 市長は、特別の理由があると認めるときは、学校給食費を減額し、又は免除することができる。

(委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 この条例は、この条例の施行の日以後に実施する学校給食に係る学校給食費について適用する。

(準備行為)

3 この条例を施行するために必要な手続は、この条例の施行日前においても行うことができる。